

電気料金プラン定義書【スマモル賃貸プラン】

実施：2022年9月1日

電気料金プラン定義書【スマモル賃貸プラン】（以下「スマモル賃貸プランの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、スマモル賃貸プランの定義書に定める基本料金、電力量料金、割引額および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

スマモル賃貸プランの定義書は、2022年9月1日より実施します。

2. 定義

電気需給約款に定義される用語は、スマモル賃貸プランの定義書においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件

スマモル賃貸プランの定義書にもとづく電気料金プラン（以下「スマモル賃貸プラン」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (1) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (2) 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (3) スマモル賃貸プランの定義書で定義される電気を動力に使用しないこと。

4. スマモル賃貸プランのお申込みについて

- (1) スマモル賃貸プランのお申込みをご希望の場合、物件管理等を行う事業者（以下「管理会社等」といいます。）より、お客さまからお知らせいただいた電子メールアドレス宛または携帯電話番号宛に、電磁的方法でお申込みサイトのURLをお知らせいたします。
- (2) お客さまは、お申込みにあたって、原則お申込みサイトの案内に従い、お申込みに必要な情報を入力いただきます。
- (3) お申込みいただいた内容は、スマモル賃貸プランの申込みに利用するほか、スマモル賃貸プランの付帯サービスのご利用に必要な範囲で、管理会社等や関連会社と共同利用します。
- (4) お申込みサイトには、お客さまからあらかじめ管理会社等にお伝えいただいた入居情報が表示されます。表示内容が異なる場合は、お申込み内容の入力前に、必ず管理会社等にお問い合わせください。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

6. 契約電流

- (1) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

7. 適用開始日

- (1) スマモル賃貸プランの適用開始日は、電気需給約款6に規定する電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9(1)に規定する需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款29に規定する電気料金プランの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日とします。

8. 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表1(3)の規定によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を差し引き、1円未満の端数を切り捨てたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流10アンペア	817.66円
契約電流15アンペア	951.49円
契約電流20アンペア	1,085.32円
契約電流30アンペア	1,352.98円
契約電流40アンペア	1,620.64円
契約電流50アンペア	1,888.30円
契約電流60アンペア	2,155.96円

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款16に規定する当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が44、200円を下回る場合は、別表1(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が44、200円を上回る場合は、別表1(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を加えたものとし、

電力量区分	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	25.47円
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25.47円
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25.47円

(3) 割引額

- ① 割引額は、②に規定する割引前料金額に③に規定する割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものとします。
- ② 割引前料金額は、(1)に規定する基本料金と(2)に規定する電力量料金（燃料費調整額を含む）の合計とします。
- ③ 割引率は、電気を使用する需要場所において、当社との間で締結しているガス使用契約の種別に応じて設定します。その割引種別、適用条件ならびに割引率は次のとおりです。

a.ペア割 (定率)	家庭用ガス暖房プラン、家庭用ガス温水床暖房プランならびに家庭用コージェネレーションシステムプラン以外の当社とのガス使用契約を締結していること	0.5%
b.ほっと割 (定率)	家庭用ガス暖房プランまたは家庭用ガス温水床暖房プランを締結していること	0.7%
c.ピカ割 (定率)	家庭用コージェネレーションシステムプランを締結している	1.0%

- ④ 電気需給約款18の規定により電気料金を日割計算する場合であっても、割引額は日割計算しません。
- ⑤ 原則、割引料金は電気の需給開始日より適用させていただきます。③の規定にかかわらず、電気の計量日において、新たにガスの使用を開始していない場合は、当該計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。
- ⑥ お客さまが、③に規定する適用条件を満たさないことが判明した場合は、判明した日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。
- ⑦ お客さまがガス使用契約の種別を変更した場合は、変更後のガス使用契約の種別に応じて割引種別を変更し、適用します。変更後の割引種別は、変更後のガス使用契約成立日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間に適用します。
- ⑧ 割引種別の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。

9. スマモル賃貸プランの付帯サービスについて

(1) スマモル賃貸プランの付帯サービス

① スマートロック

株式会社ビットキーが提供する、お客さまの需要場所の鍵に取り付けることで、スマートフォン等で扉の鍵を開閉できる商品をご利用いただけます。それ以外の商品の購入等についてはスマモル賃貸プランの付帯サービスに含まれておりません。

② 駆けつけサービス

大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、暮らしの中のトラブルに対し、警備員による出張対応等を行うサービスを割安にご利用いただけます。サービスを利用した際は別途料金が発生し、料金については大阪ガスセキュリティサービス株式会社より別途請求となります。

③ 優待・割引サービス

トラベル、グルメ、レジャー、エンターテインメントなどの様々なサービスが市価または定価に比べ割安に利用できるサービス等をご利用いただけます。

- (2) スマモル賃貸プランの付帯サービスの利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。
- (3) スマモル賃貸プランの付帯サービスは、原則としてスマモル賃貸プランの適用開始日からご利用いただけます。
- (4) スマモル賃貸プランの付帯サービスの内容は、それぞれのサービスの要綱または利用規約等にて定めるものといたします。当社以外の事業者

がサービス内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

- (5) お客さまの需要場所等により、一部のサービスが提供できない場合があります。お申し込の前に管理会社等にお問い合わせください。

1 0. 契約電流または電気料金プランの変更・解約

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則として、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 当社は、お客さまがこの定義書にもとづく契約の適用開始日の直後の計量日から1年目の日が属する月の計量日の経過前に、他の電気料金プランへの変更を申し込まれた場合、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 契約電流または電気料金プランの変更にもとめない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。
- (5) 契約中に、当社との電気需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづく当該需要場所で引き続き電気を使用される場合、当社による解約または当社の他の電気料金プランへの変更により、お客さまにスマモル賃貸プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から適用開始日より24か月経過する予定であった日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり1,200円を解約金として最終の電気料金とあわせて当社にお支払いいただきます。ただし、転居等のやむをえない場合の解約は、当社は解約金をいたしません。
- (6) スマモル賃貸プランの適用開始日が属する月をひと月目として24か月目の月の末日までに解約した場合、適用開始日より24か月経過する予定であった日まではスマモル賃貸プランの付帯サービスをご利用いただけます。適用開始日より24か月経過する予定であった日以降のスマートロックのご利用には、別途費用が発生する場合があります。詳細は管理会社等にお問い合わせください。
- (7) スマモル賃貸プランをスマモル賃貸プラン以外の電気料金プランへ変更した場合で、契約容量30アンペア未満のお客さまは、30アンペア以上の契約容量に変更いただく必要があります。

1 1. スマモル賃貸プランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、スマモル賃貸プランの定義書を変更する場合には、電気需給約款4の規定に準じます。
- (2) 当社は、スマモル賃貸プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) スマモル賃貸プランの定義書の廃止にもとめない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。
- (4) 株式会社ビットキーが定めるビットキー利用規約、大阪ガスセキュリティサービス株式会社が定める駆けつけサービス契約約款、当社が定める優待・割引サービス利用規約の変更により、この料金表を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の各利用規約をふまえ、この料金表を変更することがあります。

1 2. その他

- (1) スマモル賃貸プランの付帯サービスをお客さまに提供するにあたり、お客さまの名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、電話番号、その他の需給契約に係る事項ならびに付帯するサービス契約に係る事項について、株式会社ビットキー、大阪ガスセキュリティサービス株式会社および株式会社ベネフィット・ワンに情報を提供することならびに株式会社ビットキー、大阪ガスセキュリティサービス株式会社から情報の提供を受けることがあります。
- (2) 現在ご契約の料金メニューによっては、スマモル賃貸プランへの変更により、デメリットが生じる場合があります。
- (3) お引越される場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡を入れていただく必要があります。
- (4) その他、スマモル賃貸プランの付帯サービスの詳細・最新情報については、各利用規約等をご確認ください。

ビットキー利用規約

<https://www.bitlock.jp/legal/services/terms/site>

株式会社ビットキーのプライバシーポリシー

<https://www.bitlock.jp/legal/privacy-policy>

駆けつけサービス契約約款

<https://www.keiyogas.co.jp/denki/ryoukin.html?anchor=yakkan>

大阪ガスセキュリティサービス株式会社のプライバシーポリシー

<https://www.oss-og.co.jp/policy/>

優待・割引サービス利用規約

<https://www.keiyogas.co.jp/denki/ryoukin.html?anchor=yakkan>

株式会社ベネフィット・ワンのプライバシーポリシー

<https://bs.benefit-one.co.jp/BE-ONE/official/handling.html>

付 則

1. スマモル賃貸プランの定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2022年8月31日まで旧電気料金プラン定義書の適用があり、2022年9月1日以降スマモル賃貸プランの定義書が適用されるお客さまについて2022年9月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧電気料金プラン定義書に基づき料金を算定するものとしたします。

別 表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、1000円単位とし、100円未満の端数は、100円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

- A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.1970$
- $\beta = 0.5172$
- $\gamma = 0.2512$

また、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} \\ &= (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\quad \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} \\ &= (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \\ &\quad \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.232円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①に規定する各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。